

令和2年6月定例会一般質問

1 新型コロナウイルス感染症への対応について

問

子ども達へは過度ではなく必要最低限の対策を講ずると同時に、子ども達自らの感染対策への意識が向上するよう指導して行く必要があると思う。一方で、給食の際はみんなと同じ方向を向いて無言で食べたり、段ボールの衝立の中で食べれば「大人たちは向き合って大声で話しながらお酒を飲んでいくのに」、或いは毎朝家を出る前に検温し記録を付ければ「大人たちは検温なんかせずに会社に行っているのに」と、子ども達には不満を口にしていく。子ども達も「理不尽だ」と思う対策について、児童生徒に対し、どの様に理解させ取り組ませていくか。

(原山教育長)

感染症防止対策の徹底は、ウイルスから自身自身の命と健康を守るだけでなく、大切な友人や家族を守るためにも必要であり、社会全体で取り組むべきものと考えている。そもそも、子ども達が、毎日検温して体調を



確認したり、友達と距離を取ったりする等、予防のための行動がなぜ必要なのかということを本心に納得できない限り行動変容には結びつかないと考えている。

したがって、教職員が丁寧に説明することは勿論のこと、子ども達と共に、新しい生活様式の必要性について話し合い、考えを深める取組が必要と考えている。

問

県教委は感染状況が落ち着いたから「学校再開ガイドライン」の見直しを行った。今後も状況に応じて再度見直しが行われるのか。

(原山教育長)

県立学校においては、5月16日以降、授業を行わない分散登校に続き、授業を行う分散登校を段階的に実施した。さらに文部科学省が示した「地域の感染レベル2」の行動基準を参考とした学校再開ガイドラインを策定し、6月1日から通常登校を再開した。その後、長野県内の感染状況を鑑み、文部科学省が示した「地域の感染レベル1」の行動基準を参考にして学校再開ガイドラインを見直し、6月15日から適用した。今後も県内の感染状況、学校現場の状況を注視しつつ、必要に応じて見直しを行っていききたい。

問

6月12日県教委は、感染状況が落ち着いていることからガイドラインの見直しを行ったが、市町村教委によっては、来年3月までの、全ての学校行



一般質問登壇

事の実施可否や方法等、指針を決定している所もある。つまり今の時点で状況問わず、秋の運動会は勿論、3月の卒業式の内容までも決めてあるようだ。状況が落ち着いたければ、出来る限り昨年度の児童・生徒の様な、悲しい、さみしい想いをさせたくないが、市町村教委の指針決定、見直しに対し、県教委としての様に連携・支援していくのか。

(原山教育長)

地域の感染状況や学校現場の状況を踏まえた上で、各教育委員会の判断で行事等の指針を策定しているところもあると承知している。今後、市町村教育委員会がその指針を見直すこともありと考えるので、「市町村教育長会議」や「県教育委員会と市町村教育委員会との懇談会」等で、新型コロナウイルスの感染状況や国、県教育委員会の考え方を丁寧に説明するなどし、感染症対策と子ども達の健やかな学びの保障が両立する学校づくりがなされるよう、共に連携・協力していく。

問

吹奏楽部や合唱部は夏の全国大会につながる大会

意見書案が可決されました。

私から提案させて頂き、会派より「休業要請等の実効性を担保する制度の構築を求める意見書(案)」が提出され、賛成多数で可決されました。この意見書は、衆参両議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣に提出されます。内容は下記のとおりです。

新型コロナウイルス感染症は急速な勢いで拡散し、国際的な脅威となっている。我が国では、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)に基づく緊急事態宣言が発令され、いわゆる「三つの密」があるなど、感染拡大のおそれがある施設について知事による休業要請等が行われた。

しかしながら、都道府県が独自に設けた協力金等では休業による損失を補えないことや、特措法には罰則が設けられていないことなどから営業を継続する事例が生じ、そのような施設に利用客が集中することでクラスターや多数の感染経路不明者が発生することも懸念された。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、事業者間の公平性を勘案し、より実効性の高い仕組みづくりが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の生命及び健康を守るため、事業者への補償や特措法の見直し等、休業要請等の実効性を担保する制度を構築するよう強く要請する。

が中止となったが、今後代替大会等が開かれる予定はあるか。また、その他の文化部の大会はどのような状況であるか。また、3年生はこれまでの活動を総括して発表する場が失われていると思われる。今回「運動活動における全国大会の代替大会支援事業費」が計上されているが、文化部についても、大会を含め披露の場を設けたときに支援を行う考えはあるか。

大会については、Web開催等、開催方法を工夫して実施するものが多いと承知している。今後、文化部の代替大会等が開催されることとなった場合には、各団体等の要望を丁寧にお聞きし、必要な支援策を検討する。

問

「頑張るアーティスト応援事業」は映像や音楽を創作するアーティストには向いているが、画家や彫刻家といった方々からは利用しにくいと言われる。今後そういった芸術家の方々へ向けた支援策を考えているか。また、県内芸術家による企画展の開催を検討できないか。

(増田県民文化部長)

この補助金は、美術を含めた創作活動を、オンライン上で鑑賞可能な映像作品として発表することを支援するものです。制作過程を映像にすることや、美術と音楽を組み合わせて作品にすること等、表現方法に工夫を凝らすことで、画家や彫刻家の

方々にもご利用いただけるものと考えていた。今般、予想を大幅に上回る236件の応募をいただいたが、その中には絵画、彫刻など美術分野から49件の応募があった。現在、画家や彫刻家の方々に対して、改めての支援は考えていないが、感染防止策を講じた上で、美術館などで作品を鑑賞できる環境も整ってきており、今後、県内文化団体の展覧会等の開催や、長野県ゆかりの画家たちの企画展であるシンビズム展の開催を支援するなど、芸術家の方々の発表の場の確保に努める。

問

県内観光へ力を入れていく中で、県内芸術家のアトリエ見学や体験を観光事業に取り入れ、来る県立美術館の開館に繋げていくことを提案するがいかがか。

(中村観光部長)

本県は美術館・博物館の数が全国トップクラスであり、芸術は



やる気・元気・信州に好機 寺沢こうき 県政報告

体験型観光のコンテンツとしても長野県の魅力の一つであると考えている。7月から、地域の観光施設で利用可能な観光クーポン券の割引販売や、宿泊される方への提供を開始しますが、このクーポン券は、陶芸やガラス細工等の体験や美術館等においても利用できます。この機会を活用し、県内の体験工房やアトリエ等にクーポン事業へ登録いただくことにより、さらに多くの方が利用し、芸術への関心を高めていただけるものと考えている。また、来春の信濃美術館の開館に向けては、東山魁夷館と合わせ、商談会等を活用して旅行会社へPRするなど、積極的な誘客を図ることにより、観光面から芸術の振興に寄与していく。

2 児童相談所について

問 一時保護に対して保護者に不服があった場合について、不服申し立てはどの程度あるか。また取消を求めて提訴されるケースはどの程度あるか。

(増田県民文化部長)

一時保護に不服があった場合の不服申し立て等の件数は、過去5年間で、不服申し立ての審査請求が0件の年から4件の年までであるが、合計9件。取消訴訟が5年間で1件あった。

問 年々増加し続ける児童虐待対応件数や、虐待死事件を受け、子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護の実施が積極的に行われている。一方で、この一時保護が裁

判所等の判断は不要で、児童相談所の判断により行われる事もあり、「一時保護は不当」と虐待の冤罪を訴える保護者も多いとも聞く。大変デリケートな問題でもあることから、解決へ向けたその後の親子、児童相談所との関係を考えて、初期対応は大変重要であるが、一時保護を行う際の判断基準、またその判断には誰が携わるのか。保育園、学校等で一時保護が行われた際、保護者へはどのタイミングで連絡するのか。

(増田県民文化部長)

判断基準については、子どもの安全が確保されているかどうかであり、安全が確保されていないと判断される場合には、速やかに一時保護することとしている。具体的には、国が示す「子ども虐待対応の手引き」に位置付けられている「一時保護決定に向けたアセスメントシート」を用い、すでに虐待により重大な結果が生じているか、虐待が繰り返される可能性が高いかなどから、リスクを客観的に把握し、一時保護の必要性を総合的に判断している。判断に加わる者については、最終決定は児童相談所長が行うが、児童福祉司や児童心理司等の様々な職種の職員がこの決定の過程に携わる体制としている。具体的には虐待通告が入ったら、すぐ「緊急受理会議」を開催し、対応について協議し、判断している。施設への連絡は、「緊急受理会議」によって、児童相談所として一時保護することを決定すると、そのために面談を幼稚園、保育園、学校等においてする場合、該当する施設に対して直ちに連絡を行う。保護者への連絡については、原則として子どもの保護が完了し、児童の安全を確保した後にできるだけ早いタイミングで連絡するようにしている。保育園や学校等が直接保護者に連絡を取るとは、子どもの安全を確保する観点から、保護の前には差し控えていただいている。また、保育園や学校等の職員に対しては、子どもが保護されたことが友達をはじめ、他の人に悟られないように情報管理に配慮していただくことをお願いしている。今後も引き続き、児童の安全確保を最優先としながらも保護者の方への丁寧な対応や説明に努めていく。



飯綱町で『乗客混載バス』を視察

問 県は過去の一般質問で、介入と支援について同一の担当者が担当した方が円滑に行えるという現場の声により、同一の担当者が行う体制を取っており、児童虐待防止法の改正を受け、より望ましい体制について議論を進め方針をまとめていくと答弁した。新型コロナウイルス感染症により検討状況に

握し、一時保護の必要性を総合的に判断している。判断に加わる者については、最終決定は児童相談所長が行うが、児童福祉司や児童心理司等の様々な職種の職員がこの決定の過程に携わる体制としている。具体的には虐待通告が入ったら、すぐ「緊急受理会議」を開催し、対応について協議し、判断している。施設への連絡は、「緊急受理会議」によって、児童相談所として一時保護することを決定すると、そのために面談を幼稚園、保育園、学校等においてする場合、該当する施設に対して直ちに連絡を行う。保護者への連絡については、原則として子どもの保護が完了し、児童の安全を確保した後にできるだけ早いタイミングで連絡するようにしている。保育園や学校等が直接保護者に連絡を取るとは、子どもの安全を確保する観点から、保護の前には差し控えていただいている。また、保育園や学校等の職員に対しては、子どもが保護されたことが友達をはじめ、他の人に悟られないように情報管理に配慮していただくことをお願いしている。今後も引き続き、児童の安全確保を最優先としながらも保護者の方への丁寧な対応や説明に努めていく。

も影響が出ていると思われるが、介入と支援を分ける体制の導入について予定どおり検討が進んでいるのか、その後の状況を伺う。

(増田県民文化部長)

新型コロナウイルス感染症の影響は、確かに児童相談所業務にも及んでいるところであるが、児童相談所長会議、所長会議等、各県の状況等を調査する中で検討し、今年度中を目途に方針をまとめて行きたい。

問 国連の子どもの権利委員会から日本政府に対して一時保護に関する諸問題等に勧告が出された。その中で「児童相談所がより多くの児童を受け入れることに対する強力な金銭的インセンティブを有する疑惑があること」とされている。国からの保護単価に対してのことではないかと推察されるが、これに対する見解を伺う。

(増田県民文化部長)

本県の児童相談所の一時保護状況についていうと、一時保護は、真に保護が必要な子どもに対してのみ行うこととしており、措置費などの金銭が、より多くの子どもを一時保護して受け入れるインセンティブになっているということは、一切ない。

問 児童相談所は逼迫している。状況に応じたその時々的人员体制の強化が必要と考えるが、体制強化に向けた取組方針を伺う。

(増田県民文化部長)

現在、計画的な増員を進めている

る。現時点では、児童虐待相談件数の状況、或いは、諸般の状況を鑑みる必要があるが、本年9名を増員し、令和3年度・4年度とも、同様の増員を行っていく予定。児童相談所においては、児童虐待対応件数が増加する中、職員の負担増が日常的になっている状況がある。事案に對して的確に対応ができるよう、また、職員自身の健康や安全管理の面からも、現場の状況を十分に把握しながら、職員の体制、配置などの適切な対応に努める。



広報委員会をテレビ会議で実施

工事予定が変更されました。

昨年の県政報告にてお知らせしました梓橋拡幅工事ですが、今年7月の豪雨により、橋脚周囲の河床が大きく削られてしまった為、今後の出水に備え、橋脚部の保護工事（護床工事）を先行して行うように工事予定が下記のとおり変更されました。工事中の通行規制につきましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

梓橋拡幅工事予定

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出水期 4月～10月	河川内 工事中止	河川内 工事中止	河川内 工事中止	河川内 工事中止
下部工				
上部工			桁工場製作 現場施行	
護床工		根固めブロック製作	根固めブロック据付	
通行規制		昼間一時規制 (混雑時を除く)	夜間規制、大型車規制 昼間一時規制 (混雑時を除く)	
〈変更前〉 令和2年度 上部工事 令和3年度 護床工事		〈変更後〉 令和2年度 護床工事 令和3年度 上部工事		